

議 案 第 32 号

松戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年11月30日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に係る省令の改正を踏まえ、本市における同基準を整備するため。

松戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年松戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第42条－第48条）」を

「第5章 事業所内保育事業（第42条－第48条）」を

第6章 雑則（第49条） ）」に改める。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は規定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。